

会友規程

1. 目 的

この規程は、公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下「協会」という）定款施行細則第6条に基づきこれを定める。

2. 資 格

会友とは、退会した者で協会の趣旨に賛同協力する者をいう。ただし、退会以前の資格を活用した指導活動を行うことはできない。

3. 入 会

入会願いを会長宛に提出し、理事会の議決を経て会友になることができる。

4. 会 費

年額 4,000円とする。

5. 正会員への復帰

自筆による再入会願いを会長宛に提出し、理事会の議決を経て、(1)項を満たすことにより退会前の資格で再入会することができる。

ただし、「活動会員」として復帰する場合は、(2)、(3)項の条件を満たすこと。

(1) 年会費の納入

(2) 公認スキー学校長の所属証明書の提出

(3) 協会の指定する会員研修会を履修し所定の単位を取得した証明書の提出

6. 資格の喪失

会費を2年滞納した場合は、理事会の議決を経て会友資格を喪失する。

7. そ の 他

(1) 協会の各種行事の案内及び協会機関紙の送付を受けることができる。

(2) 協会の各種行事にオブザーバーとして参加できる。

附則 この規程は、公益社団法人日本職業スキー教師協会の設立登記のあった日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年 3月24日から施行する。